

報告第4号

専決処分の報告について（和解）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年4月8日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

和解について専決処分したので、報告するものです。

和解について

<p>事件の概要</p>	<p>我孫子市が平成31年2月から所有するはしご付消防自動車1台について、当該車両に搭載されたエンジンの認証試験の燃費測定の際に不正が行われ、実際の燃費性能が、公表されていた燃費性能に満たないことが判明したことを受け、当該不正に関する補償の受取りに関する文書を日野自動車株式会社から令和5年10月23日に受領した。</p>
<p>和解の相手方</p>	<p>所在地 東京都日野市日野台三丁目1番地1 事業者名 日野自動車株式会社 代表取締役社長 小木曾 聡</p>
<p>専決処分日</p>	<p>令和6年3月21日</p>
<p>和解条項</p>	<p>1 日野自動車株式会社（以下「乙」という。）は、エンジン認証不正に係る燃費不正の解決金及び印鑑登録証明書の発行に係る手数料に相当する料金として、金310,450円を我孫子市（以下「甲」という。）に対して支払う。 2 甲は、前号に基づく乙から甲への支払いをもって、以後本件問題に関し異議申立て等を行わない。</p>